

2021 年第 1 回定例会 代表質問

2021 年 2 月 18 日

共産党議員団 福島宏子

1 核兵器禁止条約の発効について

1 月 22 日に核兵器禁止条約が発効され、核兵器は歴史上はじめて違法とされました。第 1 条では核兵器にかかわるあらゆる活動、例えば開発、実験、所有、領域内への配備の許可などを禁止し抜け穴を許さないものになっています。中でも「使用の威嚇」を禁止されたことは核兵器を保有する最大の口実となっている「核抑止力論」を否定する重要な意義があります。

昨年の核兵器廃絶国際デー（9 月 26 日）の国連ハイレベル会合でグテーレス国連事務総長は「核兵器の廃絶はどこかの一つの国の運命を超えた問題、すなわちこの惑星の生き物の生存にとって不可欠なものなのだ」と核抑止力論を批判しました。

被爆国日本の政府に求められていることは、核兵器禁止条約を支持し参加することです。ICAN のベアトリス・フィン事務局長は「日本が核兵器禁止条約に加われば世界にとてつもない衝撃を与える。その決断は核保有国の姿勢を擁護している他の国々が核兵器を拒絶する引き金になる」と指摘しています。日本が禁止条約の参加に踏み出せば、国際社会の称賛を受け高い道義的地位と信頼を得ることになります。

日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を出した自治体は 531 (2 月 2 日) で全自治体の 4 分の 1 を超えました。

港区として日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。

答弁を求めます。

【区長答弁】区が加盟する平和首長会議の国内加盟都市会議は、平成 30 年 1 1 月、令和元年 1 1 月の要請に続き、昨年 1 1 月に、日本政府に対し、核兵器禁止条約の締約国になるよう強く要請するとともに、核兵器禁止条約の締約国会議に、まずはオブザーバーとして参加することを要請しております。

引き続き、平和首長会議に加盟する都市と連携し、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を訴えてまいります。

2 臨海部におけるカジノ誘致に反対することについて

菅内閣は、カジノを併設する統合型リゾートを全国に展開しようとしています。東京都は 2021 年度予算案に、カジノを中核とする統合型リゾート（IR）誘致の調査費 1000 万円を計上。秋元司元副大臣のカジノ汚職逮捕（2019 年）や新型コロナウイルス感染が深刻化しているにもかかわらず、都知事はカジノに固執しています。

カジノは刑法が禁止しているギャンブル・賭博です。負けた人のお金をもうけの

原資としており、人の不幸の上に成り立つものです。ギャンブル依存症による本人や家族の苦しみ、マネーロンダリングのおそれ、治安悪化などの懸念は、対策をとればよいというものではありません。

住民福祉の増進が使命である地方自治体は、カジノに手を出すべきではありません。東京都にカジノ誘致はしないように申し入れるべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】東京都は、カジノを含む統合型リゾートの誘致について、国の動向を注視しつつ、総合的に検討していく必要があるとしています。

東京都への申し入れは考えておりませんが、今後も幅広く情報収集に努めてまいります。

3 羽田新飛行ルートの中止を国に求めることについて

昨年2月に初めて試験飛行が行われて1年が経過します。私の勤めていたみつばち保育園の子どもたちは、ちょうど節分の行事と重なったこともあり低空飛行の飛行機の音を聞いて「空から鬼が来た」と泣きだしました。

現在作成中の「港区基本計画」や「環境基本計画」に対する区民意見でも「飛行機の住宅上空飛行の中止要請を盛り込んでほしい。」「閑静な住宅街の死守、安全な暮らしの確保を最優先の施策として位置付けてほしい。」「絶え間なく続く騒音、飛行機からの落下物、墜落への不安など、低空飛行によって直接影響、被害を受けるのは多くの区民であり区内に働き学ぶ人たち。従来の海上ルートに戻すべき」など、多くの区民が中止要請を求めています。国に対する港区の姿勢が問われています。

「羽田新経路の固定化回避にかかる技術的方策検討会」がこれまでに2回開かれましたが、固定化回避については何も触れられていません。

また、国交省がだしたパンフレットには「降下角の引き上げが騒音軽減効果をもたらした」「パイロットへのヒアリングでは安全上問題ない」とありますが、事実と異なり区民の声は全く無視され続けています。

区長はこれまでも「国に強く求めてまいります」と答弁しており、所信表明では「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」を作り上げると謳っています。羽田新飛行経路の運用中止をキッパリと国に求めるべきです。

答弁を求めます

【区長答弁】区は、新飛行経路の運用に伴い、区独自の騒音測定を区内複数箇所で2回実施いたしました。また、昨年5月及び9月には、区民の不安の声や、騒音測定の分析結果を国に示し、騒音対策や安全対策、飛行経路の様々な運用等の検討

を要請いたしました。

国は、こうした区の要請や区民の不安の声等を受け、現在、羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会を設置し、固定化回避に向けた検討を進めております。区は、引き続き、更なる騒音対策や安全対策、新ルートに限らず、飛行経路の様々な運用などを検討するよう、国に強く求めてまいります。

4 「ゼロカーボンシティ宣言」について

昨年12月4日、「ゼロエミッション港を目指す会」から出された「2050年CO2実質排出ゼロを目指す」と港区長が表明することを議会として求める」主旨の請願が満場一致で採択されました。表明の仕方はいたって簡単です。議会の場、今ここで区長が「2050年CO2実質排出ゼロを目指す」と宣言すればよいのです。

環境基本計画に寄せられた区民意見では「2050年までの脱炭素社会の実現について言及しているが、ゼロカーボンシティ宣言はいつ行われるのか？されない場合はその理由を聞かせてほしい。都内でCO2排出量が最も多い区だからこそ区民の意識・行動レベルの向上のため明確なメッセージを発信する必要がある。」をはじめ、多くの方がこの問題に関心を持っています。

2月2日現在、全国224の自治体がゼロカーボンシティ宣言をしています。東京都が宣言しているにもかかわらず23区では世田谷区、葛飾区の2区しか進んでいません。ここで港区が宣言することが全体の後押しになることは明らかです。

地球を守る取り組みは待ったなしです。

23区で最もCO2の排出量が多い港区だからこそ今すぐゼロカーボンシティ宣言を高らかに発信し、やる気と覚悟を内外に示すべきです。

答弁を求めます

【区長答弁】現在策定中の「2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目標として明記しています次期港区環境基本計画を今後決定し、表明することにより、環境省が定めるゼロカーボンシティとなります。

このことにより、区の目標に対する区民や事業者の理解が深まり、自発的な行動や区との協働が促進され、脱炭素社会の実現に向け、力強い後押しになると考えております。

5 解体工事における住民説明の徹底とアスベスト対策の強化について

先日、「解体工事の貼り紙があるが説明に来ない。アスベストがある。」と相談があり、担当課に問い合わせたところ「届け出は出ている。アスベストはレベル3、1月7日に区は現地調査をした。問題ない。」との回答ですぐに住民に伝えました。

ところがその数日後、工事着工日の前日になってまた住民から「アスベストがレ

ベル 1 と張り紙がしてあるが本当なのか？なぜ説明がないのか？」と連絡があり、再度問い合わせると再調査でレベル 1 が検出されたというではありませんか。区が行った 1 月 7 日の現地調査の際に石綿が吹付けられている疑いがあるために再調査を命じた経緯がありました。それならば、この段階で近隣住民には再調査を行うことを知らせるべきではないでしょうか。区が命じた再調査によりレベル 1 が検出されたことは区の調査が厳しく行われていると高く評価できます。しかし近隣住民はアスベストがレベル 3 からレベル 1 になぜ急に変わったのか知りません。説明もなく貼り紙がされただけですから不安とともに不信感が募ります。

区の要綱には、「解体工事を行う際、木造であれば 7 日前それ以外は 15 日前までに隣接関係住民等に説明しなければならない」と明記され、石綿がある場合は加えて「使用状況、作業計画、除去方法」等を説明する必要があります。今回のケースは住民からの訴えで解体前の説明が全く行われていないことが判明しました。

区は要綱に基づき近隣住民が不安になることなく日常の生活が送れるように事業者を指導する責任があります。住民や作業員の命にかかわることです。解体についての説明会を義務付け、業者への指導を厳しく行うこと。答弁を求めます。

【区長答弁】「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」において、事業者は、住民に対する工事内容の周知を説明会の開催又は戸別説明により行い、誠意をもって説明することとしています。

区はこれまでも、事業者に対し、工事内容を住民に丁寧に説明し、近隣への配慮や公害防止に努めるよう指導してまいりました。

住民から説明会の開催について要望があった際には、事業者に対し、説明会の実施を申し入れるなど、適切に対応してまいります。

大気汚染防止法の一部を改正する法律が 2020 年 5 月 29 日に可決成立しました。環境省はレベル 3 建材についてはいわゆる手はがしかそれが困難な場合は湿潤化を行えば「飛散性が低い」として今回の法改正でも飛散防止措置を義務付けていません。

厚生労働省の石綿ばく露防止対策等検討委員会ワーキンググループにおいて多くの委員からレベル 3 建材も粉塵が飛散している実態が示されています。「本来なら隔離が必要だ」「養生して集じん排気装置を使用すべき」という意見が出ています。

①港区としてレベル 3 を含むすべての石綿含有建材もレベル 1.2 と同様の解体方法、届け出を義務化すること。

【区長答弁】石綿含有成形板等のレベル 3 の除去工事に当たっては、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に基づき、除去計画報告書の提出を求める

とともに、建材への十分な散水や手作業による解体など、適切な飛散防止対策を講ずるよう指導しております。

さらに、区は事業者等が石綿等の除去工事に着手する前に、関係法令等に基づき立入り調査を実施しております。

引き続き、石綿の飛散により作業員や近隣住民等に影響が出ないように、事業者に対し、立入り調査等の指導を徹底してまいります。

②事前調査については区が厳密に実施できる体制の強化が必要です。人員増や専門家の配置も含めた体制強化をすること。

【区長答弁】区はこれまでも、アスベストに係る立入り調査及び指導業務につきましては、届出等の増加に対応し、専門的知識を持つ事業者へ業務の一部委託や会計年度任用職員の配置により、迅速かつ適切に対応しております。

今後も、届出件数などの推移を見ながら、業務の進め方の見直しや職員の専門性向上を図り、効果的かつ効率的に業務を進めてまいります。

6 私立認可保育園の指導検査について

区内の私立認可保育園等 68 園中、株式会社が運営する園は 54 もあります。認可を受けるには社会福祉法人等の条件がありましたが、2000 年の規制緩和により NPO や株式会社などの企業も参入できるようになりました。

保育所に支払われる運営費は「委託費」と呼ばれ、人件費が 8 割、事業費（保育材料や給食など）が 1 割、管理費（福利厚生や業務委託など）が 1 割で見積もられており、利益を生む施設ではありません。しかし「委託費の弾力運用」という制度によって、人件費が他の目的に流用されることが可能になっています。

聞くところによると株式会社の運営する保育園の中には、人件費を 50%以下に抑えている所もあるようです。人件費を過度に抑えている保育園に対して、厚生労働省は「本来の用途である職員人件費や事業費などが恣意的に削減されることがないように申し付ける」と通知するなど、同問題の対処に取り組んでいます。人件費を低く抑えた結果、保育士が定着しないなど職場環境の悪化の原因となり、保育の質の低下につながります。

現在、東京都福祉保健局が行っている訪問指導検査は、来年度から港区が責任を負うこととなります。現在の指導検査項目は、「職員配置が適正に行われているか」「ハラスメントがないか」「子ども一人一人が尊重されているか」など多岐にわたります。

保育園の職員の処遇を守り、保育の質を高めるための指導検査体制を充実し、指導を強化すること。

答弁を求めます

【区長答弁】区はこれまでも、検査基準に定められた項目に限らず、職員の処遇に関することなど幅広く指導・助言を行ってまいりました。

本年4月から、児童相談所設置市として、区の保育施設に対する指導監督権限が大幅に拡充することから、区では、必要な人員を確保するとともに、会計検査については公認会計士による業務支援を導入するなど、検査体制を整えております。

また、私立認可保育園等の職員の労働条件等に関する検査体制についても、現在検討を進めております。

私立認可保育園等における適正な労働環境を確保するため、指導検査を強化し、保育の質のさらなる向上に努めてまいります。

7 白金・白金台など交通不便地域の解消策について

私は、今年度の予算委員会でこの問題を取り上げました。この中で、青森県弘前市や福島県相馬市の取り組みを紹介しました。

いま全国各地で、高齢者を中心に外出を支える足の確保が大きな課題です。群馬県明和町では、乗り合い送迎サービス「チョイソコめいわ」（「ちょっとそこまで」という意味）や、兵庫県猪名川町では「ラクシー」という定額制の乗り合いタクシーを運行して、いずれも自宅まで迎えに来てくれます。千葉県木更津市では、高齢者をスーパーなどへ送迎する「ふくちゃんバス」の運行を始めました。福岡市では、高齢者乗車券とタクシー券とを選べるようになっています。

どれも、SDGsの基本理念である「誰ひとり取り残さない」の実践のひとつです。全国で先進的に取り組まれている事業を調べ、白金・白金台地域に合うものを参考に、交通弱者全般、とりわけ一番困っている高齢者については早急に外出の足を確保すること。

答弁を求めます。

【区長答弁】区は、これまで乗合タクシーの実証実験を行い、利用者アンケートや運行事業者へのヒアリングを実施してまいりました。

また、町会長へのヒアリングを行うなど、白金・白金台地区周辺の交通機関の利用実態について、調査を進めております。

引き続き、全国の先進的な取組事例など、情報収集に努め、地域の皆さんの意見を伺いながら、利便性や採算性なども勘案し、新たな交通手段の導入について、検討してまいります。

8 すべての小学校で35人学級の早期実現について

私はこれまで学びと命を守るためにも、新型コロナウイルスで我慢を強いられている子どもたちに「少人数学級をプレゼントしよう」と提起してきました。

日本の感染症研究者たちが提案した「三密」を守るには学校の教室は20人程度でなければクリアできません。政府が「ゼロ密」を呼びかけているのに、教室では「密集」「密接」を続けることは深刻な矛盾です。

昨年末、日本の少人数学級をめぐって大きな転換が起きました。予算折衝で文科大臣と財務大臣が関係法律を改正し、小学校全学年の35人学級を5年かけて行うことに合意したのです。

一学級あたりの上限人数の引き下げは40年ぶりという画期的なことです。政府を動かしたのはかつてなく広がった少人数学級の実現を求める声や運動でした。中学校、高校を含めた更なる少人数化に向け、運動は続きます。

いち早く33人学級を独自に実現した山形県では、全国標準学力検査の平均スコアが導入前に比べて向上し、その後も水準を維持したと言います。また、追跡調査では不登校と欠席率が大きく減ったことが分かっています。教員へのアンケートでは「教室と担任業務のゆとりができ自分の心にもゆとりができた」「子どもの声に耳を傾け、声と手をかけると意識が出てきた」と喜びの声が寄せられています。

昨年の3か月もの一斉休校で学びの格差は拡大しました。学校再開後は遅れを取り戻せとスピード授業が横行しています。子ども一人一人と丁寧にかかわることが今こそ求められています。

現在、区内の小学1、2年生の9クラスで35人以下が守られていません。基準を満たさない詰め込みはあってはなりません。

①区内小学校すべての学年で早急に35人学級を実現するために東京都に教員の増員と教室の確保のための財政措置等を求めること

【教育長答弁】 小学校の教員は、今後の義務標準法の改正を受け、東京都が定める教職員の定数配当基準に基づき、学級数に応じて増員されます。

また、教室の確保につきましては、東京都に財政措置を求めることは予定しておりませんが、令和2年12月から国の「学校施設環境改善交付金」の補助制度が35人学級の内部改修工事にも適用できることになったため、この制度を活用して、必要な教室の確保に努めてまいります。

②区立小学校の学級数を増やす対策を早急に講じること

【教育長答弁】 教育委員会では、これまで区の人口推計をもとに、中長期的な視点に立ち、児童数の増加に対応するため、都心敷地の制約がある中での施設整備を計

画的に進めております。

今後は、児童数増加への対応に加え、少人数学級にも対応するため、特別教室等の普通教室化や増改築、仮設校舎の設置などの従来の手法にとどまらず、あらゆる検討を行い、教室の確保に向け、学校と具体的な協議を進めてまいります。

9 高輪築堤の完全保存と見学会の開催について

東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東日本」という）は、今年1月10～12日に「高輪築堤」現地見学会を行いました。募集定員300名に対しはがきで1978枚の応募と、関心を集めました。

見学会で配られた資料によると、「高輪築堤は、明治5年（1872年）に我が国初の鉄道が開業した際に、海上に線路を敷設するために築かれた鉄道構築物です。東京と横浜を結ぶ約29kmのうち高輪周辺の土地は国防上必要であるとの理由で本芝から高輪海岸を経て品川停車場に至るまでの約2.7 kmの区間は海上に築堤を建造した」とあります。また「高輪築堤は、我が国の在来技術と西洋技術の折衷を見ることのできる貴重な鉄道構築物といえます」と記述しています。

日本考古学協会は、JR 東日本、国土交通省、文化庁、港区長・教育長らに、高輪築堤を現地で全面的に保存するように求める「高輪築堤跡の保存に関する要望書」（1月22日付）を提出しています。要望書は、「高輪築堤は近代日本の至宝です。遺構全体を現地で保存する以外の選択肢はありません」としています。産業遺産学会からも「鉄道遺構『高輪築堤』保存・公開の要望書」が出されています。

高層ビルはどこにでも建設できますが、「高輪築堤」はここにしかありません。国民全体の貴重な財産です。

①区長、教育長連名で JR 東日本に「完全発掘・現地保存」を要請すること。併せて、国土交通省や文化庁など関係機関にも要請すること。

【区長答弁】高輪築堤については、港区教育委員会の指導のもと JR 東日本が設置した高輪築堤調査・保存等検討委員会において、有識者と関係機関により、検討が進められております。

当委員会が示した、高輪築堤の第七橋梁の橋台部を含む約80mを含めた遺構を現地に保存することを求める趣旨を、区の文化財保護行政を担っている港区教育委員会が本年2月12日付けで JR 東日本に要望しております。

【教育長答弁】

高輪築堤につきましては、港区教育委員会の指導のもとJR東日本が設置した高輪築堤調査・保存等検討委員会が見解を示した、第七橋梁の橋台部を含む約80mを含めた遺構を現地に保存することを求める旨、本年2月12日付けで教育委員会からJR東日本に要望いたしました。

発掘調査につきましては、文化財保護法の趣旨にのっとり、適切に対応しております。

また、一昨日、2月16日に現地を視察した萩生田文部科学大臣には、文化遺産としての価値を御説明し、遺構の保存等についてJR東日本も交え意見交換を行いました。

国土交通省や文化庁に改めて要請することは予定しておりませんが、引き続き、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

②現地見学会を何度も開催するよう、JR東日本に要請すること。

【教育長答弁】現地見学会につきましては、港区教育委員会からJR東日本に働きかけを行い、先月1月9日は地元向け見学会を、1月10日から12日までは一般向け見学会を開催いたしました。

さらに、来月3月21日には、午前・午後に分け計5回の区民向け見学会を開催いたします。

《再質問要旨》

2月16日に萩生田文部科学大臣が現地を視察した。区長も同席されたが、大臣の発言をどのように受け止めているか。完全発掘、現地保存、幅広く公開、この3点で国とともに関係機関に働きかけるよう再度強く求める。

《区長答弁要旨》高輪築堤は、区としても重要なものであると認識している。

今後の開発と保存の両立を図りながら、区はまちづくりに対する指導をする立場にあることから、その立場において教育委員会と連携し適切に対応していく。